

平成27年度
『杉並区外部評価委員会』
報告書

平成28年3月



杉並区

目 次

はじめに	1
第1章 外部評価の概要	2
1 施策評価・事務事業評価	2
2 財団等経営評価	3
第2章 外部評価結果	4
1 外部評価の対象	4
2 外部評価結果及び所管の対処方針	6
○施策評価	6
○事務事業評価	20
○財団等経営評価	24
第3章 まとめ	26
1 平成27年度評価を終えて	26
(1)平成27年度の行政評価について	26
(2)行政評価制度について	27
2 各委員の主な意見	28
資料編	
資料1 外部評価委員会 委員名簿	30
資料2 平成27年度外部評価委員会の活動	30
資料3 杉並区外部評価委員会条例	31

はじめに

杉並区外部評価委員会は、杉並区による行政評価を第三者の立場から再評価し、客観性を高めることなどを使命として平成14年9月に発足し、今年度は14回目を数えます。

区は、この間の区政を取り巻く環境の変化を踏まえて、平成26年度に改定した総合計画（10年プラン）、実行計画（3年プログラム）に基づき、今年度から新たな取組を進めています。

複雑化する様々な課題に対して、区は懸命に取り組んでおられますが、さらに効果的・効率的な区政運営を行うために、予算や人材などの資源の有効活用、説明責任と区政の透明性を確保することが不可欠であり、職員一人ひとりの意識改革や能力向上により組織力を高めていくことが必要です。

行政評価・外部評価がこうした課題に大きな役割を果たすとともに、評価の結果を区民の皆様にご覧いただき、区政への関心を高め、区政参画の一助にさせていただけることを願っております。

外部評価の対象となった所管課の皆様には、お忙しい中、ご協力いただきましたことに深く感謝いたします。また、区の職員の皆様が本報告書を今後の取組の参考としていただき、区民の皆様がご覧になることで、当委員会の活動が区政の発展に役立つことを期待します。

平成28年3月
杉並区外部評価委員会委員一同

第1章 外部評価の概要

今回の外部評価は、平成26年度に区が実施した施策、事務事業及び財団等の経営に対する区の内部評価について、杉並区外部評価委員会(以下「外部評価委員会」)が第三者の視点から再評価を行ったものです。

1 施策評価・事務事業評価

(1) 評価の対象

平成27年度の区の行政評価は、杉並区総合計画(10年プラン)・杉並区実行計画(3年プログラム)に基づく平成26年度の取組を評価対象として実施されました(平成27年5月～7月)。

外部評価については、外部評価委員会において、32施策及び全事務事業の中から6施策及び2事業を選定し、評価を行いました。(外部評価対象施策及び事業については4頁参照)

(2) 評価の進め方

施策評価にあたっては、施策評価表のほか、施策を構成する事務事業の事務事業評価表を参照し、体系的に評価することに努めました。また、施策や事業の実際の状況を的確に把握し、評価の客観性を高めるとともに、各所管課において今後の行政評価や事業展開の参考としていただくため、外部評価前に所管課ヒアリングを非公開で行い、施策担当課長及び関係課職員と自由な意見交換を行いました。

〈評価対象数〉

	施策評価	事務事業評価
自己評価対象数	32施策	661事務事業 〔施策を構成する事務事業 445事業〕 〔施策を構成しない事務事業 216事業〕
外部評価対象数	6施策	施策を構成しない事務事業 2事業

(2) 外部評価の視点

外部評価では、指標の適切性、費用対効果や効率化、区民サービスの向上、実施方法などの評価の視点や課題認識が適切か、また、改善・見直しにあたり留意すべき視点が押さえられているかといった観点から評価を行いました。また、記載内容についても、分かりやすくなっているか、どのような視点や項目で評価したらより分かりやすくなるのかなどについて評価を行いました。

2 財団等経営評価

(1) 評価の対象

区は、財政的な支援などを行っている6団体に対する経営評価を行いました(平成27年6月～9月)。そのうち、公益財団法人杉並区スポーツ振興財団及び杉並区交流協会の2団体を今年度の外部評価の対象としました。

(2) 評価の視点

外部評価では、団体や所管課が実施した内部評価などをもとに、それぞれの事業目標の達成に向けた効率的かつ計画的な取組がなされているか、成果は上がっているかなどを総合的に評価し、また、評価表の記入方法などについても、分かりやすい記載内容なのかどうか、あるいは、どのような視点があったらもっと分かりやすくなるのかといった点から評価しました。

(参考) 財団等経営評価に対する外部評価

財団等経営評価実施団体	外部評価実施団体			
	24年度	25年度	26年度	27年度
公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団		○		
公益財団法人杉並区スポーツ振興財団	○			○
社会福祉法人杉並区社会福祉協議会	○		○	
公益社団法人杉並区シルバー人材センター	○			
特定非営利活動法人すぎなみ環境ネットワーク	○		○	
杉並区交流協会	○			○

第2章 外部評価結果

1 外部評価対象施策等

(1) 施策(6施策)

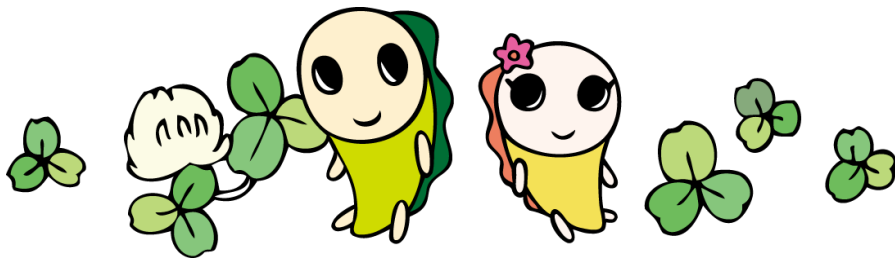
目標	施策	頁
1 災害に強く安全・ 安心に暮らせるまち	3 安全・安心の地域社会づくり	6
4 健康長寿と 支えあいのまち	18 障害者の社会参加と就労機会の充実	8
	19 障害者の地域生活支援の充実	10
5 人を育み共につながる 心豊かなまち	24 子ども・青少年の育成支援の充実	12
	29 学びとスポーツで世代をつなぐ豊かな地域づくり	14
	31 交流と平和、男女共同参画の推進	16

(2) 施策を構成しない事務事業(2事業)

事務事業評価表番号	事務事業	頁
68	公共施設予約システム等維持管理	20
467	ごみ運搬の中継業務	22

(3) 財団等経営評価(2団体)

団体	頁
公益財団法人杉並区スポーツ振興財団	24
杉並区交流協会	25



〈施策評価〉

目標1 災害に強く安全・安心に暮らせるまち

施策 3 安全・安心の地域社会づくり

施策目標 (平成33年度の姿)	○地域の中での犯罪の発生が減少し、誰もが住み続けたい、住んでみたいと思う安全・安心なまちになっています。 ○消費者被害に対する区・東京都・国の連携が進み、情報提供や相談対応が充実してきています。 ○交通安全対策を進めた結果、交通事故が減少しています。
--------------------	---

		26年度目標	26年度実績	目標値(33年度)
成果指標	区内における刑法犯認知件数	5,000件	5,248件	3,000件
	地域防犯自主団体数	152団体	154団体	167団体
	区内における交通事故件数	1,800件	1,481件	1,300件

【所管による自己評価】

施策の総合評価 (計画事業の取組実績と評価結果)	刑法犯認知件数は、警察署との連携も強化され、区の安全パトロール隊や防犯自主団体によるパトロール活動、街角防犯カメラの増設及び区民への意識啓発等により、平成26年は平成14年以降最少となる5,248件の被害数に抑えることができ一定の成果をあげています。地域住民の防犯自主活動に、必要な助成を行うとともに、キャンペーンやイベントを通じて、防犯意識の高揚を図ってきたことにより、地域防犯自主団体数が着実に増加するとともに、活動が活発化しています。 消費者相談の内容が、専門・高度化、複雑化しており、相談員の聴き取り能力の向上や、事業者との関係では、交渉力等の向上が求められています。また、今後は高齢者被害の増加が予想されます。 自転車安全利用への関心が高まっていることから、誰でも気軽に自転車のルールを学ぶことができるよう平日夜間や週末に参加できる講座型の講習会「初めて学ぶ自転車のルール」を開催し、幅広い世代の参加が得られ好評でした。今後も、交通事故を減らすため自転車利用者に対してルールの周知徹底や高齢者対象の交通安全教室の充実が特に必要です。
今後の施策の方向	● 拡充 ○ サービス増 ○ 現状維持 ○ 効率化 ○ 縮小・統廃合
改善・見直しの方向 (中長期)	防犯対策については、区内3警察署との連携を強化し、振り込め詐欺被害防止対策として、被害に遭う本人(主に高齢者)に意識啓発するだけでなく、家族や地域ぐるみで高齢者を守っていくために、根絶集会やキャンペーンを実施し、被害防止機器を導入していきます。加えて、空き巣被害防止に向けて、講習会やキャンペーンを実施していきます。通学路防犯カメラの設置箇所を考慮しつつ、街角防犯カメラを計画的に設置していくと同時に耐用年数が経過した街角防犯カメラをリニューアルしていきます。また、地域の安全・安心を守るための学生ボランティアの活動の継続・拡充を図ります。 消費者相談の内容の専門・高度化、複雑化により、1件当たりの処理時間が長くなる傾向があります。相談への適切な対応のほか、処理の迅速化、処理時間の平準化などの検討とともに、相談員の資質向上が不可欠です。また、高齢者を狙った消費者被害も悪質化・巧妙化しながら増加しており、関係部門と連携しながら被害防止に向けた啓発活動の強化が喫緊の課題です。 交通安全については、開催曜日や時間帯を工夫して幅広い世代が参加できる講習会の開催や自転車利用者への保険加入の推奨などを行うほか、民間事業者と協働して交通安全教室を実施し、交通安全の意識を高める工夫をします。

用語解説

- 拡充…コストを増やし、成果をさらに上げる
- サービス増…コスト維持のまま、効率化や手法の転換等により成果を向上させる
- 現状維持…コスト・成果とも現状を維持する
- 効率化…コストを削減する一方で、効率化や手法の転換により成果を維持する
- 縮小・統廃合…コストを減らして、サービスを縮小する。又は見直しによる廃止・他施策への統合

【外部評価】

今後の施策の方向	<input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合
施策内容への評価	<p>施策目標の交通安全対策については施策と成果が対応しているが、刑法犯罪の減少及び消費者被害の低下に影響しているのは犯罪発生メールとか消費者講座開催というより防犯パトロールとか地域社会の形成・維持及び消費者相談や啓発活動と思われる。こうした成果に結びつく活動を具体的に増やす工夫が施策に望まれる。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>活動指標の消費者講座実施回数は消費者相談件数に変更し、成果指標にも消費者被害件数を追加したほうが施策目標に結びつくのではないかと。交通安全では講習会参加者として小学生を対象にしているが、交通事故では高齢者や自転車事故の割合が増加しているので高齢者を含む安全講習参加者数等がよいのではないかと。</p>
施策を構成する事務事業についての意見	<p>金額的には街路灯(民有灯を含む)が7割程度を占めているので、街路灯の高機能化・多機能化を図り、センサーや計測機能を将来付加することを検討してはどうか？気温や湿度あるいは交通量などの測定。消費者相談として外に出向く積極的な相談対応も必要ではないかと。</p>

【外部評価に対する所管の対応方針】

○防犯対策については、委員会からご指摘いただいたとおり、防犯パトロールが最も有効な取組であると認識しています。防犯パトロールが活発に行われるよう、防犯自主団体の設立時及び3年に1回の更新時に助成金を交付したり、犯罪情勢等を把握していただくための研修会を開催するなどの取組も行っているところです。また、活動指標に示している「犯罪発生メール」については、広く犯罪情報を区民の方々にお知らせする一方で、防犯パトロールを行う方々に対して、パトロールを行う際の危険地域をタイムリーに情報提供するといった目的も含まれています。

区では、今後とも、防犯自主団体による自主的なパトロール活動が更に活発に行われるよう努めるとともに、防犯カメラの設置や振り込め詐欺対策など、犯罪被害の減少に向けて、積極的に防犯対策に取り組んでいきます。

○消費者被害防止の活動指標・成果指標については、提案いただいた消費者被害件数を把握できないため、活動指標も含めた適切な指標について、さらに検討していきます。また、消費者相談として外に出向く積極的な相談対応については、来所、電話での相談が難しい体の不自由な相談者からの要望に対し、自宅へ出向いての相談を受けています。今後も、要望に応じて適切な対応をしていきます。

○交通安全の活動指標については、小学生だけでなく高齢者を含む交通安全講習会参加者数が良いとのご指摘から、来年度からは、現在の指標(小学生の自転車安全利用講習会参加者数)に、区主催の一般向け自転車講習会「はじめて学ぶ自転車のルール」参加者数を加えた合計数とします。

○街路灯については、現在区道上に設置している街路灯の半数以上は水銀灯であり、水俣条約が発効すると2020年以降ランプの製造・販売が禁止される予定です。また民有灯(私道街路灯)は蛍光灯を使用しており、蛍光灯についても近い将来メーカーが製造を中止する計画であると聞いています。このようなことから、早急に水銀灯や蛍光灯に替わる照明器具を選定し、街路灯を改修していく必要があります。区では、代替照明器具として省エネルギーでランプ寿命の長いLED照明が適した照明であると考え、現在試験設置を行い性能を検証しているところであり、今後、計画的にLED化を進めていくことが喫緊の課題となります。なお、街路灯の高機能化・多機能化については、メーカーにおいて研究段階であり、区民ニーズやコストの面から今後検討すべき課題と考えています。

○様々な対策の効果により、犯罪や交通事故は大幅に減少しましたが、所管としては、まだ道半ばであると認識しています。特に、犯罪に関しては、今後、今年の伊勢志摩サミット、2019年のラグビーワールドカップ、2020年の東京オリンピック・パラリンピックなど、世界的な会議やイベントが日本で開催されることから、多くの外国人が東京を訪れることが予想されます。人が多く集まれば、事件や事故の増加やテロの脅威も懸念されます。こうした事態に備えて、本施策を拡充して、取り組んでいきます

〈施策評価〉

目標4 健康長寿と支えあいのまち

施策 18 障害者の社会参加と就労機会の充実

施策目標 (平成33年度の姿)	<p>○障害があっても、また加齢によって身体機能が低下しても日々の活動が充実し、いきいきとした生活を送れるように、環境が整備されてきています。</p> <p>○一人ひとりの能力や個性に合わせたきめ細かな就労支援により、就労している障害者が着実に増加してきています。また、安定した就労生活が継続できるように、様々な支援も充実してきています。</p> <p>○移動支援の利用により、障害が重くても外出でき、様々な社会活動に参加できるようになってきています。</p>
---------------------------	--

		26年度目標	26年度実績	目標値(33年度)
成果指標	年間新規就労者数	110人	91人	120人

【所管による自己評価】

施策の総合評価 (計画事業の取組実績と評価結果)	<p>「移動支援事業」は、すぎなみ地域大学と協働で行ったガイドヘルパー養成講習会(資格取得107人)等により、年間2,000回以上増加しました。また、「障害者就労支援事業」については、商店街での職場体験実習が本格的に始まり、20名が参加しました。</p> <p>さらに、「障害者入所・通所施設の整備」については、重度障害の利用者の増加への対応及び地域偏在の解消・長時間送迎の負担軽減などから区施設を改修し、重度知的障害者通所施設(定員20名)の整備を行いました。</p>
今後の施策の方向	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合
改善・見直しの方向 (中長期)	<p>移動支援事業では、利用基準の緩和、対象範囲や利用対象者の拡大などの要望がありますが、利用者の増加等により財政負担が増大しています。平成28年4月に予定されている制度の見直しにあわせて、適正なサービス支給を確保していきます。</p> <p>また、施設等で働く障害者の就労意欲を喚起するとともに、働くことを希望している障害者に対して就労体験の機会を提供することで一人ひとりにあった就労に結び付くよう、実習の場やすぎなみワークチャレンジ事業(区で障害者をパート職員として雇用する事業)の拡充が必要です。さらに、民間事業者との協働により、魅力的な商品開発や効果的な販路拡大に取り組み、障害者施設の工賃アップを目指します。</p> <p>加えて、障害があっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、区立施設再編整備計画により生み出された用地等を活用し、計画的に福祉施設の整備等を進め多様な住まいの確保を図っていきます。</p>

【外部評価】

今後の施策の方向	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合
施策内容への評価	<p>杉並区の障害者政策については、昭和40年代から福祉作業所の設立を進めたり、子ども発達センターの開設、レスパイト(家族支援)を早い時期から導入するなど23区の中でも積極的に取組を進めてきた。今後も、時代が急激に変わっていく中で、変化に対応した障害者政策を行うことを期待する。</p> <p>整理番号185「障害者団体への助成」について、活動指標の数値(団体事業活動の参加者数)が減少している。若年障害者の団体加入が減少し、障害者団体の会員が高齢化していることが原因とされている。障害者団体は、障害者の孤立を防ぎ、障害者と行政をつなぐ貴重な役割を果たしている。若年障害者の団体参加を促進するためのアイデアにあふれた取組を期待する。</p> <p>整理番号211「障害者の就労支援事業」は本施策における目玉事業の一つである。商店街での職場体験実習が本格的に始まり20名が参加したことや区役所での就労体験を通じて24名中8名が一般就労したことは評価できる。民間27施設が参加した任意団体「すぎなみ仕事ねっと」の活動は非常に重要と考える。民間のマーケティングの専門家を招いた活動の「見える化」の取組は評価できる。今後も、団体が自主的・効果的に活動できるように団体のマネジメント能力の向上のための支援など積極的に応援を行うことが必要と考える。今後も一般就労者の増加、工賃向上を目指した積極的な取組を期待する。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>整理番号184「障害者福祉の啓発」の「ふれあいフェスタ」参加団体・作業所数が減少しているが、参加団体の高齢化・若年障害者が参加しないことが大きな要因と考えられる。無理に動員をかけて参加団体を増やすのではなく、若年障害者の既存団体への参加、新しい団体の設立を図るなど抜本的な取組をして結果として参加団体が増加するという取組を期待したい。</p> <p>整理番号188「公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団」については、成果指標2「過年度からの継続就業者数」が重要指標と考える。</p> <p>整理番号211「障害者の就労支援事業」の成果指標2「区内障害施設の平均工賃」の金額の増加額が計画に比べて伸び悩んでいるが、挑戦目標として積極的に取り組まれることを期待する。</p>
施策を構成する事務事業についての意見	<p>整理番号181「障害者の社会参加支援」の手話通訳者・要約筆記者派遣事業の派遣費の単価については他区に比べてやや低いという意見もあるので、見直しを図りたい。また、手話講習会・要約筆記講習会などの各種教室の応募者が伸び悩み、また講師の人材確保が課題となっているので、積極的な対応を期待する。</p> <p>整理番号188「公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団」について、障害者雇用において事業団の果たす役割は大きい。職員の専門性を高めるため精神保健福祉士や心理士の常勤雇用や職員の増員、職員研修の充実など、職員のスキルの向上を図ることについて意を用いられたい。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

- 整理番号185「障害者団体への助成」
障害者団体会員の高齢化による団体の活力低下は危惧しています。杉並区障害者団体連合会と調整を図りながら、若年層の団体加入促進に向け検討するとともに、引き続き魅力ある団体運営ができるよう支援します。
- 整理番号211「障害者の就労支援事業」
平成27年度にした「杉並区内の障害者施設ネットワーク基盤の強化」に向けた民間企業との協働提案事業を推進し、引き続き「すぎなみ仕事ねっと」の機能強化や商品開発・販路拡大により障害者の工賃アップを図ります。
- 整理番号184「障害者福祉の啓発」
ふれあいフェスタなど障害者と健常者とがふれあいう機会に、障害者団体等の参加が減少していることは、健常者が障害者を理解する意味でも大きな課題です。新規団体の育成なども含め、参加団体等を増やす仕組みを検討します。
- 整理番号181「障害者の社会参加支援」
手話通訳者・要約筆記者の派遣費単価については、他区の状況等を参考に見直しを図ります。
また、講習会等の各教室の応募者については、28年度事業から障害者本人に加えて、障害者の家族や職場の職員などに受講対象者を広げることとあわせ、区の広報紙やホームページだけではなく、様々な媒体を活用することで応募者の増加を図ることとしました。講師等の人材育成については、引き続き関係する障害者団体と協力し育成に努めます。
- 整理番号188「公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団」
職員の専門性を高めるため、専門非常勤職員の雇用条件を今年度末までに見直しを図る予定です。
また、職員研修等の充実を図り、職員のスキル向上に努めます。

〈施策評価〉

目標4 健康長寿と支えあいのまち

施策 19 障害者の地域生活支援の充実

施策目標 (平成33年度の姿)	○地域で安心して生活ができるように、医療・介護・福祉の連携により、病院や施設から在宅につながる仕組みが整っています。 ○障害の程度が重くても、自分らしく生きていけるように、きめ細かな日常生活の支援やグループホームなどの整備が進んでいます。 ○誰もが安心して暮らせるよう、障害者の権利が守られる取組が充実してきています。
--------------------	---

		26年度目標	26年度実績	目標値(33年度)
成果指標	グループホーム・ケアホーム利用者数	180人	149人	245人
	地域生活への移行者数	50人	31人	160人

【所管による自己評価】

施策の総合評価 (計画事業の取組実績と評価結果)	平成25年度から、障害福祉サービス等の利用に関する相談は特定相談支援事業者が担い、障害者の生活全般に関する相談は3所の障害者地域相談支援センター(すまいる)が担う体制に再編し、区と民間事業者の役割を明確にした相談支援体制を整備しました。平成26年度は、この体制を充実させるため、特に相談機能の質の確保など人材確保・育成部分での支援を行うとともに、サービス等利用計画の作成を進めました。 また、地域生活への移行者を増やすため、グループホームの整備や移行準備等の退院促進事業を実施しましたが、地域での受け入れ施設の不足や本人状況等の課題により、移行者数は平成25年度に比べ若干の伸びに留まりました。 障害者グループホームでは、2例目となる区有地を活用した重度障害者グループホームを、平成27年2月、旧歯科保健医療センター跡地(下井草)に開設しました。 権利擁護推進策のひとつである障害者虐待の防止に関しては、引き続き、虐待ケース検討会や研修会を定期的に行い、事業者の支援力向上を図るとともに、障害者地域相談支援センターと連携し、日常の見守り体制の強化を図りました。
今後の施策の方向	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合
改善・見直しの方向 (中長期)	平成25年度に再編した相談支援体制をさらに充実させていくため、特定相談支援事業所の増加策や質の維持・向上が求められており、相談支援専門員の養成や様々な研修会の開催などの事業者支援策を進めていくとともに、さらに介護者や障害者本人の高齢化を踏まえ、介護保険分野との連携を進めていきます。 障害者が住み慣れた地域で、いつまでも安全・安心に生活するためには、グループホームの整備は重要な課題のひとつです。今後も引き続き需要の拡大が見込まれることから、区有地等を活用した重度障害者グループホームの整備を進めていきます。 障害者権利条約が批准されたことを踏まえて、障害者虐待防止にとどまらず、障害者の権利擁護の理念の普及や合理的配慮を实践する対応要領の作成など権利擁護推進に向けた方策の検討を行い、具体化を図っていきます。 地域移行については、引き続き、地域でのグループホームの拡充や障害福祉サービス等の充実、本人状況等の的確な把握などに努め、地域移行者数の増につなげていきます。

【外部評価】

今後の施策の方向	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合
施策内容への評価	<p>施策18「障害者の社会参加と就労機会の充実」も含めて障害者福祉政策全体の視点としては、サービスの量と質をどのように提供するかが重要なポイントとなる。予算の制約の中でいかに効果的なサービス提供をするか、障害者の皆さんと共に杉並区は知恵を絞ってほしい。特に指摘しておきたいのは、サービスを提供する人材の能力向上の視点である。サービス提供事業者の職員、行政担当者が高い意識とスキルを持ちサービスを提供できるように研修体制の充実、資格取得の支援などを図ることを期待する。</p> <p>サービスを提供する人材の能力向上は、結果として効果的で質の高いサービスが実現することにつながる。</p> <p>重度障害者グループホーム、重度障害者入所施設(特別養護老人ホームと併設)、重度知的障害者支援の生活園(施策18)など利用希望に対して不足するサービスについては、計画的に整備を図ることを期待する。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>整理番号182「障害者の日常生活支援」については、平成25年度の新しい事業開始から時間が経過し、繰り返しの相談件数が減少している。増加の傾向にある新規の相談件数に注意を払って事業を進めることを期待する。</p>
施策を構成する事業事業についての意見	<p>整理番号182「障害者の日常生活支援」については、相談を受ける職員のスキルが重要な意味を果たす。杉並区は委託であるから職員の資質向上の責任はないと逃げるのではなく、職員が23区でもトップレベルの相談スキルを持てるような支援を行う必要がある。専門性の高い相談については精神保健福祉士や看護師・保健師との連携を図るなど、質の高い相談対応を期待する。</p> <p>整理番号200「生活リハビリ事業」については、通過型通所訓練(通所リハビリ事業)・グループホーム体験型ショートステイが共に十分にサービス提供できない体制が続いているので、体制の確立を図ること。</p> <p>整理番号212「障害福祉事業者支援・指導」については、知的障害者ガイドヘルパーの数が不足しているので、講座の開催の充実など、さらなる養成を図ること。</p> <p>整理番号215「障害者相談支援」については、平成25年度の相談支援体制や窓口の変更により、区民から分かりにくいなど不安の声が上がっている。区内の相談支援事業所や相談支援専門員を増やし、体制の充実を図ることを期待する。</p>

【外部評価に対する所管の対応方針】

- 重度障害者が地域において安全・安心して生活できるよう、施設再編整備計画等で生み出された用地や国・都の用地を活用し、実施計画に基づきグループホーム等の整備を着実に推進します。
- 整理番号182「障害者の日常生活支援」、整理番号215「障害者相談支援」
相談事業については障害者が安心して暮らしていくための支援の入口として重要な役割を持っています。とくに新規相談者には注意深く聞き取りを行い、サービス提供につなげていきます。また、相談支援専門員を増加させるため、養成講習会を開催するとともに、そのスキルアップ向上のため、講演会や研修会を実施します。さらに、区と相談事業所の連絡会を定期的に開催し情報共有を図っていきます。
- 整理番号200「生活リハビリ事業」
通所リハビリ事業については、サービス提供に支障が出ないよう人員体制を見直し実施しています。精神障害者の地域移行に向けてのグループホーム体験型ショートステイについては、事業所と協議し、実施に向け準備を進めています。
- 整理番号212「障害福祉事業者支援・指導」
障害者が住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らしていくための重要な要素の一つが、障害福祉サービスを提供する人材の確保、育成、質の向上を図ることと考えます。今後も引き続き講演会や研修会を通じて、事業者支援を充実させ、人材の育成によるサービスの向上を図っていきます。また、移動支援従事者(ガイドヘルパー)が不足していることから、引き続き区独自の基準を設けて養成を行っていきます。

<施策評価>

目標5 人を育み共につながる心豊かなまち

施策 24 子ども・青少年の育成支援の充実

施策目標 (平成33年度の姿)	○子どもたちが、自主性、社会性を身に付け、豊かに成長できる地域の様々な支援が整っています。 ○次代を担う子ども・青少年の健やかな成長を図るための様々な活動への参加を支援する仕組みが整っています。 ○学童クラブや放課後の居場所が充実し、安心して働きながら子育てができる環境が整っています。
--------------------	---

		26年度目標	26年度実績	目標値(33年度)
成果指標	将来の夢・目標が定まっている子ども(高校生)の割合	70%	65.4%	75%
	学童クラブ待機児童数	0人	87人	0人

【所管による自己評価】

施策の総合評価 (計画事業の取組実績と評価結果)	平成24年度に創設した「杉並区次世代育成基金」を活用し、新たにスポーツ分野における子どもたちの将来の夢や希望を見出すきっかけを創出しました。また、次世代育成基金プロモーションビデオを制作し、応援寄附への関心を深めた結果、寄附件数が増加しました。 増加傾向にある学童クラブ需要には、学童クラブの小学校内設置や児童館の一部改修等による児童館内学童クラブの受入れ枠の拡大などの取組を進めました。高井戸第二小学校内に整備した高二学童クラブの円滑な運営を行うとともに、新泉学童クラブの杉並和泉学園内への移転についても、平成27年4月の開設に向けて準備を進めました。
今後の施策の方向	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合
改善・見直しの方向 (中長期)	次世代育成基金については、子どもたちがさらに広い分野で様々な体験ができるよう民間団体等からの公募提案を実施するなど、基金活用事業の拡充を図るとともに、基金活用の実績・効果を広く区民等に周知することで、より多くの支援を得られるよう努めていきます。 児童館については、区立施設再編整備計画に基づき、学童クラブの小学校内への整備を計画的に進めるとともに、小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施に向けたモデル校の拡大に積極的に取り組んでいきます。 また、児童館を活用した(仮称)子どもセンターの整備等、小学校や地域の持つ資源を活用して、児童館の果たしている機能・役割を継承し、充実・発展させる取組を着実に進めていきます。

【外部評価】

今後の施策の方向	<input checked="" type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合
施策内容への評価	<p>・子ども達の豊かで健やかな成長を目的として子ども・青少年とその保護者への支援を図る施策であり、主たる事業は児童館及び学童クラブの運営管理である。</p> <p>この点で、成果指標である学童クラブの待機児童数は計画値及び前年実績値を上回り目標に達していないものの、利用者数や登録者数(活動指標)は毎年度増加しており施策の充実は認められる。</p> <p>・評価表の中でも触れられていることではあるが、青少年教育では同世代交流とともに、異世代間交流による「世代をつなぐ」ことも必要である。例えば「ゆう杉並」の実績は貴重といわれており、そのOB・OGとの連携とかの視点での評価等も取り入れたい。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>・施策の総合評価の記載が、計画事業の取組実績の記述にとどまり、その評価については読み手が成果指標等から読み解く体裁になっている。</p> <p>進捗度・成果の度合い等について、どのような自己評価をなしたのかの記述が必要である。</p> <p>・区立施設再編整備計画に基づく学童クラブの小学校内への整備等、放課後等居場所事業が大きく改変される過渡期にあり、利用者にとっては教育委員会との連携をはじめ、今後の利用環境がどのようになるのか気になるであろう。</p> <p>児童館に限ることではないが、施設再編整備の下、施設や運営形態の変更が行われる過程では、今後の進め方について諸施設の整備とともに、利用者に対する広報や懇談の場についての取り組みの説明も必要であろうと思われる。</p>
施策を構成する事務事業についての意見	<p>・児童青少年センター・児童館の運営事業は、児童や保護者などサービスを受ける側からの見方で語られることが多いが、委託先を含めその実施者である職員の待遇・教育・配置にも目配せする必要がある。</p> <p>その観点からの具体的な課題や成果などの評価も必要ではないか。</p> <p>・次世代育成基金の活用については種々の事業がなされているが、その利用者の体験が単に個人の経験・技術の会得にとどまらず、その経験に基づく活動が周りに波及的に広がる事業とする視点、工夫が必要であろう。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

○子育て支援を取り巻く環境の変化に的確に対応しながら、子どもたちの健全育成を図る取組を充実させていくため、各事業の目的・課題の検証をしっかりと行っていきます。また、施設再編整備計画に基づく取組も含め、進捗状況等をさらにわかりやすくするため、より具体的な記載に努めていきます。

○より効果的な施策となるよう、情報の共有化や職員研修の充実を図るとともに、委託事業者に対するモニタリングの充実を進め、利用者・保護者・実施者の視点を持って取り組んでいきます。

○次世代育成基金は、多くの区民の賛同を得て、子どもたちに多様な体験の機会を提供することができています。参加した子どもたちからも大きな評価を得ていますが、事業で得られた経験を日常生活で活かしていくための取組みや、幅広いPR活動は十分ではありません。参加者が広く社会に関心を持ち、体験の輪を広げることで、さらに多くの区民から支援を得られるよう、基金活用事業の充実と周知に努めていきます。

＜施策評価＞

目標5 人を育み共につながる心豊かなまち

施策 29 学びとスポーツで世代をつなぐ豊かな地域づくり

施策目標 (平成33年度の姿)	○豊かなスポーツ環境のもとで、区民が主体的に運動を行い、健康的な生活を営んでいます。 ○区民一人ひとりが身近な地域の課題に関心を持ち、世代や価値観の違う他者を認め、学び合い・交流しながら課題解決に取り組む区民の主体的な地域活動が活発に行われています。 ○社会の中で培ってきた区民の様々な経験や知識が発揮され、地域の子どもから高齢者まで、区民同士の学び合いと交流が盛んな地域社会となっています。
--------------------	--

		26年度目標	26年度実績	目標値(33年度)
成果指標	成人の週1回以上のスポーツ実施率	40%	41.7%	50%
	社会参加活動者の割合	60%	60.1%	70%
	図書館利用者数	309万人	283万人	330万人

【所管による自己評価】

施策の総合評価 (計画事業の取組実績と評価結果)	<p>スポーツ推進計画「健康スポーツライフ杉並プラン」の推進に向け、平成26年10月に計画の新規事業であるスポーツ分野の人材育成プログラム「すぎなみスポーツアカデミー」を開講しました。また、旧荻窪小学校跡地に、体育館・温水プール・トレーニングルームなどの設備を備えた大宮前体育館を移転改築し、平成26年4月から運営を開始するとともに、老朽化した妙正寺体育館の改築、永福体育館の移転改修に向けた地盤調査等を行いました。また、平成27年1月に都立学校体育施設を区民のスポーツ活動に開放するため、東京都教育委員会との協定を締結するなど、スポーツ振興のための環境整備を推進しました。</p> <p>図書館については、ICTの活用による図書館サービスの充実を図るため「図書館情報化方針」を検討するとともに、区立施設再編整備計画に基づき、取組項目の検討を進めました。</p> <p>科学教育分野ではこれまでの科学館による来館型の事業実施から、ICTやデジタル技術の進展を踏まえた出前型・ネットワーク型の事業展開を図る方針の下、平成27年度から学校や身近な地域施設で行う出前型事業の実施に向けた検討・準備に取り組みました。</p> <p>このほか、郷土博物館の常設展示の充実に向けて、展示物やレイアウト等のリニューアルを行いました。</p>
今後の施策の方向	● 拡充 ○ サービス増 ○ 現状維持 ○ 効率化 ○ 縮小・統廃合
改善・見直しの方向 (中長期)	<p>体育施設では、妙正寺体育館の改築工事を進めるとともに、永福体育館を旧永福南小学校に移転改修し、地域スポーツ及び地域コミュニティの拠点として、誰もが利用しやすい施設となるよう整備します。また、2020年に東京で開催されるオリンピック・パラリンピックを契機としてスポーツ振興や地域活性化につながるよう、関係団体等との連携や今後の取組の方向性等を検討していきます。</p> <p>図書館については、図書館サービスの情報化、老朽化した図書館の改修・改築、高円寺地域の区立図書館のあり方などの検討・具体化を進め、サービス内容や利用者の利便性の向上を図ります。</p> <p>科学教育では、出前型科学教育事業の着実な実施と更なる充実を図るとともに、次世代型の新たな科学教育の拠点づくりの検討に取り組み、子どもから大人まで世代を超えて身近な場所で科学に親しみ、生涯にわたって学び続けることができるよう、理科・科学教育の一層の充実を図っていきます。</p>

【外部評価】

今後の施策の方向	<input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合
施策内容への評価	<p>・施策「学びとスポーツで世代をつなぐ豊かな地域づくり」全体に関して、施策評価表に一切の記載がない。施策を取り巻く環境、施策の総合評価、今後の進め方には、いずれも、スポーツ、図書館、科学教育分野の項目ごとにコメントが記載されているだけで、施策全体としての評価が全くなされていない。</p> <p>・成果指標「成人の週1回以上のスポーツ実施率」「社会参加活動者の割合」は目標をクリアしている。</p> <p>しかしながら、活動指標からみると、体育施設利用者数は目標をクリアしているものの、図書館及び科学館の利用者数は未達である。このことから、活動実績が施策の実現に有効であったか、疑義がないとはいえない。</p> <p>・施策と事務事業の体系化を図り、スポーツ、図書館等が世代をつなぐ豊かな地域づくりに寄与したか、の視点で評価し、今後の施策の方向性について、施策体系の見直しを含めて改善を図ることが必要である。</p> <p>・当該施策の関係課は、スポーツ振興課・中央図書館・生涯学習推進課・学校支援課の4課で、スポーツ振興課が施策担当課となっているが、施策目標からすると、施策担当課は生涯学習推進課が妥当なのではないか。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>・施策を取り巻く環境、施策の総合評価、今後の進め方に記載されたコメントは、各欄ともに、スポーツ、図書館、科学教育分野について個々に記載されているだけで、施策全体の評価になっていない。</p> <p>・本来、施策の総合評価では、活動実績が成果指標の実績にどう寄与したかについての評価がなされるべきであるが、評価表の総合評価欄には、スポーツ、図書館、科学教育について個別に活動実績のみが記載されているにすぎない。</p> <p>・活動指標(2)「図書館蔵書数」は事務事業レベルの活動指標であり、施策の活動指標としては成果指標(3)として設定されている「図書館利用者数」が妥当。</p> <p>・施策体系の見直しにあわせて、事務事業評価の指標も見直す必要がある。</p>
施策を構成する事務事業についての意見	<p>・施策を構成する事務事業の指標実績について、整理番号541～544、547～549、552～558で、目標に対しほぼ未達となっている。そのうち、整理番号543(社会教育)・552及び555(図書館)・556及び558(スポーツ)は、主要事業に位置付けられた事業である。</p> <p>・未達要因をしっかりと分析し、改善につなげることが必要である。</p> <p>・施設の維持管理事業についての評価のポイントは、安全・安心、快適・利便性である。安全を測る指標として「維持管理に係る事故件数・苦情件数」、安心・快適・利便性の観点で「利用者満足度」等を指標化すると有効。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

○学びとスポーツのそれぞれの取組から豊かな地域をつくることを目指す施策ですが、現在の評価は、学びである科学教育・図書館、そしてスポーツの3分野それぞれの取組を、分野ごとに評価しているのみであるため、今後は、それぞれの取組を行うことで、学びやスポーツを通して地域において子どもから高齢者までの幅広い区民の主体的な活動が広がるという視点で、総合的な評価を行い改善につなげます。総合的な評価実施にあたって、施策の指標や担当所管についても見直しを行います。

○施策の指標については、科学館が平成27年度で廃止されること、「図書館利用者数」を成果指標の一つとしていることから、活動指標については来年度に、成果指標については総合計画改定時に見直しを行います。

○施策を構成する事務事業についても、施策の全体の目標に対して寄与しているかという視点で評価を行っていきます。また、成果指標として施設の利用者満足度等を活用するなど、各事業の指標等を見直します。

○施策の方向性については、体育施設や図書館の改築、次世代型科学教育の推進など、スポーツと学びの環境整備の基盤となる事業を計画的に進めていくため「拡充」として見ます。未達成の事業が多い点については、それぞれの事業ごとにその要因を分析し、改善に努めていきます。

＜施策評価＞

目標5 人を育み共につながる心豊かなまち

施策 31 交流と平和、男女共同参画の推進

施策目標 (平成33年度の姿)	<p>○区と交流都市との間でより多くの文化的・経済的交流が図られ、交流関係が広く民間レベルまで浸透し、相互理解のもと、有益な価値を生み出す活発な国内交流が行われています。</p> <p>○在住外国人と区民との交流も活発に行われ、在住外国人が地域社会の構成員として、安心して生活できる環境づくりが進んでいます。</p> <p>○平和を希求する区民の意識が高まり、平和を愛する豊かな心が育まれてきています。</p> <p>○男女が対等な立場で互いに認め合い助け合い、それぞれの能力を発揮できる活力ある社会の実現に向けた環境が整ってきています。</p>
---------------------------	---

		26年度目標	26年度実績	目標値(33年度)
成果指標	国内交流事業参加者数	3,000人	3,874人	5,000人
	平和のつどいへの参加者数	700人	950人	750人
	審議会における女性委員の登用割合	38.5%	34.6%	40%

【所管による自己評価】

施策の総合評価 (計画事業の取組実績と評価結果)	<p>国内交流では、年間を通して産地直送野菜や海産物の販売を主体とした物産展を開催し、また、すぎなみフェスタにおいて、交流自治体の特産物販売や観光PRなども行われ、多くの区民に新鮮な物産と交流自治体の情報を提供しました。また、忍野村の富士山写真作品を含め、自然豊かな風景を写した写真展を開催し、交流自治体の魅力を発信しました。</p> <p>国際交流では、海外の友好都市であるオーストラリア連邦ウイロビー市と青少年交流、大韓民国ソウル特別市瑞草区と職員交流を実施したほか、台湾台北市との中学生親善野球大会を行いました。</p> <p>区内の平和関連団体との協働・連携のもと平和に関する啓発イベント事業の開催や小中学校への出前事業(年4回実施)などを行い、平和事業の推進に取り組みました。</p> <p>審議会における女性委員登用については、諸団体に女性委員の登用を働きかけていきます。</p>
今後の施策の方向	<input type="radio"/> 拡充 <input type="radio"/> サービス増 <input checked="" type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合
改善・見直しの方向 (中長期)	<p>区と国内交流自治体がお互いの強みを活かし、課題を補完し合うことになり、双方が活性化し、住民生活が豊かになるよう文化・スポーツ・経済等の交流事業を推進していきます。</p> <p>国内交流自治体との交流については、区民からの反響が大きい物産展などの開催を通じて、区民が交流自治体について、理解と親近感を抱くことにより、認知度の向上を図っていきます。</p> <p>国際友好都市との交流については、ウイロビー市との周年事業等の交流を行うほか、台湾(台北市)とは中学生野球交流や阿波おどり等の交流を行っていきます。</p> <p>平成27年度は、戦後70年の節目に当たり、「杉並区平和都市宣言」にある「次の世代に伝えよう」という視点から、今後も若年層への啓発を中心に、戦争の悲惨さや平和の尊さを伝えていく取組を推進していきます。</p> <p>「男女共同参画行動計画」の中に設けた課題ごとの成果指標に基づき、事務事業の進捗状況調査を毎年実施し、各事業の取組等の改善につなげるとともに、区政の各分野における男女共同参画の着実な推進を図ります。</p>

【外部評価】

今後の施策の方向	<input type="radio"/> 拡充 <input checked="" type="radio"/> サービス増 <input type="radio"/> 現状維持 <input type="radio"/> 効率化 <input type="radio"/> 縮小・統廃合
施策内容への評価	<p>○国内・国際交流においては、区が主導で交流事業を推進するというかたちから、徐々に交流の中心が民間レベルのものへと移行していくことが目指されるべきであり、施策目標もそのことを意図していると思われる。そうであるならば、施策の総合評価と改善・見直しの方向においては、区主導の取組み内容についてのみならず、民間レベルにまで交流関係を浸透させそれを継続可能なものとしていくためにいかなる役割を区が担っていくのかに関するより具体的な考察が求められる。</p> <p>○施策目標として、在住外国人が地域社会の構成員として、安心して生活できる環境づくりの推進が掲げられているにもかかわらず、それに対応する施策の内容が欠落している。活動指標と成果指標についても同様に、在住外国人に係るものが設定されておらず、どのような取組内容をどのような指標のもとに推進し管理していくのが分からない状況となっている。</p> <p>○男女共同参画に係る施策内容が、審議会での女性委員登用のみではあまりにも限定的・断片的に過ぎる。女性管理職や女性議員の割合向上、男性職員による育児取得の推進など、区役所内に限ってもさらに取り組む余地があるのではないか。また、全体としては、改善・方向の見直しに記載されているように、「男女共同参画行動計画」に位置付けられている多様な指標を用いた、施策の推進と進行管理がなされていくべきである。</p>
評価表の記入方法などについての評価	<p>○施策目標の記述自体にも改善したほうが良いと思われる点がある。具体的には、区と交流都市との文化的・経済的交流の記述が国内交流のみに限定しているかのような表現になっている点、また、「在住外国人と区民」というように在住外国人を区民とは分けて位置付けたような表現になっている点は、今後見直された方が良いと思われる。後者については、杉並区自治基本条例において「区民」を広く「区内に住み、働き、又は学ぶ人」としており、この中には当然のことながら在住外国人も含まれる。</p> <p>○本来、施策目標の達成状況を測り、進行管理を確実に進めていくために活動指標と成果指標が設定されており、活動指標と成果指標は各々に連動しているはずのものであるが、そのようにはなっていない。また、例えば、在住外国人が安心して生活できる環境づくりに関する指標や交流都市との文化的・経済的交流の規模に係る指標など、そもそも施策目標の実現状況を測る指標が欠落しているケースもあり、改善が求められる。</p> <p>○指標の記載が何を意味するのか、それぞれに異なる部分があるのか否かが分かりにくいものがある。例えば、「後援名義等使用件数」はそれのみでは即座に意味内容が分かりにくいし、「国際交流事業参加者数」「国内交流事業参加者数」と「国際・国内友好都市との交流事業参加者数」が同じことを意味するのか、違うのであれば何がどのように異なるのかが分からない。より分かりやすくなるような工夫が求められる。</p>
施策を構成する事務事業についての意見	<p>○「すぎなみフェスタ」については、「来場者から大変な好評を得ている」とか「地域社会や地域経済の活性化に貢献している」といった評価が記載されているが、こうした評価に至った具体的／客観的な根拠が併せて示されることが望ましい。また、「すぎなみフェスタ」と他の交流事業との有機的な連携と相乗効果を念頭に置いた取組がなされることが重要であると思われる。</p> <p>○「平和事業の推進」については、「評価と課題」の欄の記載内容が、目標と今後の取組の内容にすり替わってしまっており、具体的にこれまでの取組をいかに評価しどのような改善が求められるのかの分析がなされていない。</p> <p>○交流事業については、文化・交流課の事業と杉並区交流協会の事業とがどのように連動しているのか、重なり合う部分もしくは棲み分けられている部分がどのようになっているのかが分かりにくい。いずれにしても、区と協会の事業とが全体として効果を発揮するものと思われることから、両者を連動させた評価や見せ方が必要なのではないか。</p>

【外部評価に対する所管の対処方針】

○国内・国際交流の推進については、区が計画・方針を策定し、交流協会と連携し、幅広い民間レベルへの交流につなげていきます。そのため、区は交流自治体との行政レベルでのフォーラム等の事業の実施や区民に交流自治体に関する情報発信を行っていくとともに、交流協会と連携し、区民対象の訪問ツアーや阿波おどり交流などの事業を実施し、住民間の交流が深まる機会を提供していきます。また、在住外国人に対する取組については、交流協会が「在住外国人への支援」のため、ボランティアの育成・登録や様々な交流事業の実施を行い、区は、そのための人材・経費負担等の環境整備を行っていきます。

○施策目標について、区と交流都市との文化的・経済的交流事業の記述が国内交流のみに限定しているような表現になっていることですが、これまで国外交流都市との交流が限定的だったため、国内交流についての記述となっていますが、台湾との交流も活発化していますので、今後は、こうした状況も踏まえ見直していきます。また、「在住外国人と区民」の表現については、指摘のとおり見直していきます。

指標については、国際・国内交流事業の参加者数と国際・国内友好自治体との交流事業参加者数の違いが分かりにくいことから、今後は「杉並区まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中の目標達成指標(KGI)との整合性を図り、交流事業の推進による成果が表現できるような指標に改めていきます。また、成果指標の設定については、施策目標で掲げている在住外国人が安心して生活できる環境づくりを表すものに替えていくようにします。

○交流事業における文化・交流課と交流協会の役割分担については、基本的に行政レベルの交流については文化・交流課で、また、民間交流など住民相互の交流については、主に交流協会が担う方向で行政と協会の役割分担を明確化して事業を組み立て、更にそれらが第三者に分かるような評価指標に改善するとともに、表現等に工夫を凝らしていきます。

○「すぎなみフェスタ」に対する評価や地域における貢献度等に関して客観的な根拠がないとの指摘がありました。が、地域の人たちで構成されている実行委員会の委員による評価や、来場者・出店者に対するアンケート調査の意見や満足度に基づいた評価をしていくとともに、今後の企画等の参考としていきます。また、交流事業との連携に関しては、今年度も重点的な取組事項として設定し企画等に反映してきましたが、より効果的な情報発信が行えるようイベント内容の工夫をしていきます。

○男女共同参画の施策内容については、指標に用いた事業内容のみを記載していました。今後は、「男女共同参画行動計画」に基づく幅広い分野の取組について、総合的な評価を行っていきます。また、指標については、「社会全体で男女平等になっていると思う人の割合」など、活動内容及び目標の達成度合いを表すことができる適正な指標に見直しを行っていきます。

○「平和事業の推進」については、わかりやすい活動指標に見直すとともに、具体的にこれまでの取組と課題について適切な表現の改善を行います。



〈事務事業評価(施策を構成しない事務事業)〉

公共施設予約システム等維持管理 (No68)

事業の目的・目標	<ul style="list-style-type: none"> ○簡単、便利に施設利用申込を行えるシステム運用を行います。 ○抽選申込等の機能により、利用者に公平な施設利用機会を提供します。 ○災害被害認定調査に基づき、迅速に被災証明書を交付します。
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設の利用者が施設の予約を公平・円滑・安全に行えるためのシステム運用 ○インターネット、電話、携帯サイトからの公共施設の抽選申込みや予約等の受付 ○被災建物等の被害認定調査の実施及び被災証明書の交付

		26年度計画	26年度実績	
指標	活動指標	システムアクセス数	1,500,000回	2,198,940回
	成果指標	システム利用登録者数	14,000件	16,023件
事業実績		<p>公共施設予約システム「さざんかねっと」を再構築し、安定的な運用ができるよう、システムの入替えを行いました。改定後の使用料や自己都合による直前キャンセルに対する利用制限の周知等について、利用者に分かりやすい画面展開とするため、システム開発受託者と十分調整を図りました。</p> <p>また、新システムの運用を実施するにあたり、混乱がないよう、システム管理者の操作説明会や対応マニュアルの整備を進めました。</p>		

【所管による自己評価】

評価と課題	<p>公共施設予約システム(さざんかねっと)は、平成26年度の利用者数が210万件を超え、公共施設の予約受付方法として定着しました。</p> <p>従前のシステム導入から10年が経過し、サーバ機器や端末機器の入替え時期を迎えたため、平成26年10月の稼働を目指して新システムの再構築を進め、当初の計画どおりに稼働しました。より使いやすく、誰にでも分かりやすいシステムの画面構成など、利用者の意見要望を的確に把握し反映することが求められています。</p> <p>被災者情報システムは、「すぎなみまっぷ」との連携及び機能活用のため、引き続き検討を行うことが必要です。</p>
-------	---

改善・見直しの方向(見直しの視点)	I 事業コストの方向性	現状維持
	II 事業の改善	手段・方法の見直し(改善)
改善・見直しの方向(中長期)	<p>○公共施設予約システムは、導入後5~7年を目途にシステム保守や機器の健全な動作確保等のため運用機器の更新が必要になります。また、不正アクセスやウイルスの侵入に対し常に強固な防御態勢を整えておく必要があるため、引き続きシステムの保守事業者と定期的な打合せを行っていきます。</p> <p>○使用料の改定や施設再編整備計画を進める場合は、利用者が納得できるよう丁寧な説明や周知などを実施します。</p> <p>○被災者情報システムの入力データを平成25年度に運用が始まった地理情報システム(GIS)「すぎなみまっぷ」で活用し、地図上で被害状況分布を把握できるよう、引き続き担当所管課との検討及び改修を行います。</p>	

【外部評価】

今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業コストの 方向性	現状維持
	II 事業の改善	手段・方法の見直し(改善)
事業内容への評価	<p>公共施設予約を公平・円滑・安全に行うためのシステム化は重要である。残りの課題はコスト低減とアクセス確保である。この維持管理のために人員(常勤職員)が4名とは妥当なのか？システムの的に行うのであれば苦情処理なども委託できないか？計算上はシステム利用登録者が年間100回平均のアクセスをしていることになるが、これと実利用(つまり予約確率)の関係はどの程度なのか？仮予約的なものが多い(5件制限あるが)のならば見直しが公平のために必要かもしれないが、この情報では判断できない。システム運用業務委託費が2,700万円強は他の区と比較して標準的な経費なのか？従前のシステムより安くなっているのか？</p>	
評価表の記入方法などについての評価	<p>成果指標としては利用者満足度やシステムの運用停止時間などを追加することが考えられる。システム開発は委託費であるものの、その効果は数年に及ぶ投資的経費の性格を有するため、単位あたりコストの計算からは控除するか耐用年数に割り振るべきである。</p>	

【外部評価に対する所管の対処方針】

○より使いやすく、安定的な運用を行うため、システムの再構築を行いました。システムに対する苦情処理等については、意見・要望の大半が施設の使用料や利用区分、施設の設備、受付対応等、施設の運営管理に関わる内容であることから、委託にはなじまない業務と判断していますが、操作に関する問い合わせの減少など、新システム稼働状況の安定度を見極めつつ、適切な運用体制を検討していきます。

○システムへのアクセス数と実利用の関係については、施設の閲覧や予約状況の確認等、予約以外のアクセスもカウントしていますので、利用確率は反映しておりません。

○システムの運用業務委託費については、委託業務内容の規模に差異があるため、他区との金額面での比較は困難です。

また、システム管理委託費については、旧システムは、平成25年度には決算ベースで約2,600万円でしたが、新システムは、平成28年度予算ベースで600万円程度安価となっています。さらに、新システムでは、ゆうゆう館32所を予約対象施設に加えたほか、システム操作に長けた、いわゆるパワーユーザー向けの画面を設けるなどシステム機能の強化も図っています。

○本事業の成果をどのように測るかは課題であり、現状では適切な指標が見当たらない状況なので、ご提案も参考に、引き続き検討します。

○システムの開発経費について、単位当たりコストの経費から控除するか耐用年数に割り振るべきとのご意見については、事務事業評価全体の課題として、今後、企画課行政評価担当と相談・検討していきます。(なお、本システムの耐用年数については、おおむね10年を想定しています。)

〈事務事業評価(施策を構成しない事務事業)〉

ごみ運搬の中継業務 (No467)

事業の目的・目標	<p>○中型車に積替えることで運搬車両台数を減らし、運搬コストの節減と環境への負荷を軽減する。</p> <p>○中継所を適切に管理運営することにより、効率的な搬入・搬出を行う。</p>
活動内容 (事務事業の内容、やり方、手順)	<p>○収集した粗大ごみを中型車へ積替え、処理施設へ搬出する。</p> <p>○粗大ごみ・不燃ごみの分別を行い、有用金属の資源回収を行う。</p> <p>○堀ノ内中継所(民間施設)の管理運営を行う。</p>

			26年度計画	26年度実績
指標	活動指標	搬出した粗大ごみ・不燃ごみ量	8,041t	6,713t
		粗大ごみ搬入車両台数	15,600台	15,464台
	成果指標	粗大ごみ搬出車両台数	3,554台	3,175台
事業実績	<p>粗大ごみ・不燃ごみ中継作業は、堀ノ内中継所で積み替えることで運搬車両台数を削減し、コスト削減と環境への負荷を軽減しています。</p> <p>粗大ごみについては、粗大ごみ収集車15,464台で収集し、堀ノ内中継所で積み替え、破砕処理施設等へは中型車3,175台で運搬しました。不燃ごみについても同様に、不燃ごみ収集車3,924台で収集し、新宿中継所等に1,762台で運搬しました。</p>			

【所管による自己評価】

評価と課題	<p>粗大ごみに含まれる有用金属を分別し、再資源化処理事業者に売却し、粗大ごみ量が減少しました。引き続き粗大ごみの有効利用について、検討・工夫を重ねていきます。家電リサイクル品目を含む粗大ごみの不法投棄を削減するため、区民に対する効果的な啓発活動を実施していきます。</p> <p>不燃ごみも分別作業を行い、有用金属を再資源化処理事業者に売却、蛍光管等の水銀含有物の適正処理のための処分委託、スプレー缶等危険物の除去(適正処理ののち再資源化)により、不燃ごみ量が減少しました。平成29年度、全量不燃分別作業を行うことを目標とし、引き続き不燃ごみの有効利用について、検討・工夫を重ねていきます。</p> <p>堀ノ内中継所の委託経費は適宜見直しを行い、安全で効率的な中継所の運営に努めます。</p>
-------	--

改善・見直しの方向(見直しの視点)	I 事業コストの方向性	現状維持
	II 事業の改善	手段・方法の見直し(改善)
改善・見直しの方向(中長期)	<p>粗大ごみの不法投棄を削減するには、ごみ出しのルールやマナーの向上及び集積所の美化を進め、不法投棄をさせない環境づくりが必要となりますので、区民に対する効果的な啓発活動を実施していきます。</p>	

【外部評価】

今後の方向性 (見直しの視点)	I 事業コストの 方向性	現状維持
	II 事業の改善	手段・方法の見直し(改善)
事業内容への評価	<p>コスト削減効果については、収集エリアの拡大による本事業費の増加は、他の事務事業の粗大ごみ・不燃ごみ収集車による処理施設までの搬出経費の削減効果となって表れるため、単一事業内での評価は難しい側面がある。</p> <p>とは言え、本事業は環境負荷の軽減目的も併せて有用な事業であることは明らかであり、さらなる充実を求めたい。</p> <p>なお、本事業は「施策を構成しない事務事業」として評価しているが、ごみの削減と資源化を含む事業内容とすれば、「ごみの減量と資源化の推進」施策に関連する事務事業との印象を受ける。</p>	
評価表の記入方法などについての評価	<p>・「評価と課題」において分別・再資源化による粗大ごみ・不燃ごみ量の減少と有効利用が成果として謳われているので、その目標と実績が示される活動指標・成果指標の検討・記載が望ましい。</p> <p>・27年度計画では、本事業に関する事業費が増加しているが、今後の事業コストの方向性は「現状維持」としている。その理由は、29年度の杉並清掃工場の竣工にあわせ、委託費が大幅な増額にならないよう不燃ごみの収集方法等の変更を検討する予定であるためとのことである。このとおり、成果の向上とコストの抑制を両立した事業の充実を期待したい。</p> <p>また、中長期的視点では、杉並清掃工場の竣工後の本事業の進め方についても説明がほしいところである。</p>	

【外部評価に対する所管の対処方針】

この事務事業は運搬コストの削減と車両走行距離を短くすることによる環境への負荷の軽減を主目的としており、「ごみの削減」および「資源化」はその中で付随的に発生しているものです。このため、施策「ごみの減量と資源化の推進」に含めるかについては、今後の一般廃棄物処理基本計画の改定や予算の組替えを踏まえて、検討していきたいと考えています。

分別・再資源化による成果について、目標・実績を活動指標・成果指標とすることは今後の検討課題とさせていただきます。

今後の事業コストにつきましては、コストの抑制を意識しつつ成果を向上させるため、さらに努力してまいります。

杉並清掃工場竣工後の本事業の進め方については、収集エリアや不燃ごみの分別方法の変更など、現時点では不確定な要素が多くありますが、運搬コストの削減、環境への負荷の軽減を念頭に、さらなるごみの削減や再資源化に向けて検討を進めてまいります。

<財団等経営評価>

団体名	公益財団法人杉並区スポーツ振興財団	担当部課	スポーツ振興課
事業目的	スポーツ振興に関する事業を行うことによって、区民のスポーツ活動の活性化を促進し、健康で潤いのある豊かな暮らしの実現と活力ある地域社会の形成に資すること。	顧客	区内在住、在勤、在学者及び体育施設利用者
事業内容	①スポーツ教室・講座及び各種大会の運営(第1号事業) ②スポーツ関係団体の育成・支援及び指導者養成(第2号事業) ③スポーツ振興のための普及啓発(第3号事業) ④杉並区から受託するスポーツ及びレクリエーション事業の実施(第4号事業) ⑤杉並区から受託するスポーツ施設の管理及び運営(第5号事業)		
区による評価(二次評価)	区は、区民が生涯にわたりスポーツに親しむことができることを目指して策定したスポーツ推進計画「健康スポーツライフ杉並」において、計画推進の最も重要な実施主体として財団を位置付けている。これを受けて財団は、平成26年度にスポーツ推進計画を策定し、また、組織を見直し本部体制を強化し、区からの移行予定業務の協働実施や新規の受託業務など、事業の拡充を行った。また、スポーツを行う機会の少ない障害者向けの教室や、子供たちへのスポーツ機会の提供のため、学校・児童館へのスポーツ専門家派遣事業、オリンピック・パラリンピックの気運醸成のための取組など、より公益性の高い事業を実施していることも評価できる。財団運営については、現在、指定管理者として民間事業者と同様に体育施設を運営することによる収益を見込んでいる。しかし、今後、管理している施設の利用者だけでなく、「健康スポーツライフ杉並」の実現に向け広く区民を対象とし、公益法人として民間事業者と異なる視点で、より公益性の高い事業を提供していく役割がある。公益性の高い事業を展開しつつ、経営基盤の強化が図れるよう、今後区と財団で協議していくこととする。		

外部評価

対経営状況の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・区が策定したスポーツ推進計画を受けて平成26年度にスポーツ推進計画を策定、施設管理を中心とした業務から自主事業の拡充へ方針転換したことは評価できるが、平成26年度の経常収支は大幅な赤字となっている。 ・補助金収入依存度も前年度比5.2%増となっている。今後も補助金増が見込まれているが、区の補助金以外の、自主財源の確保に努められたい。 ・施設管理業務についても、事業分析Ⅱ(現状の分析・評価)に、「管理施設が2施設減少したことにより、施設利用者数や教室・イベント参加人数が減少した」とあるが、2施設減の24・25年度データでも、施設利用者数は前年度比4.4%減であり、教室・イベント参加人数は7.4%減少している。施設の減少だけを人数等の減少要因とすることなく、個々の施設の状況をしっかり分析し、利用者増につなげられたい。 ・事業分析Ⅱ活動指標②「教室・イベント参加人数」と⑤「利用者登録数」については26年度実績に比べて28年度目標値が極めて高く、④「民間との提携事業実施回数」は28年度目標値(70回)が24～26年度実績より低い等、妥当と判断できない目標設定が散見されることから、目標設定について見直す必要がある。 ・今後、2020東京オリンピック・パラリンピックに向けた、杉並区ならではの取組に期待したい。
評価表記入方法などの評価	<ul style="list-style-type: none"> ・評価のマイナス要因を管理施設の2施設減少によるものとする記載が目立つ。2施設減少がマイナス要因ならば、データを示す等、根拠を明らかにすることが必要である。 ・経営分析Ⅰの経常収支について、「公益認定法において収支状況は「収支相償」と定められていることから、平成26年度の経常収支はマイナスとした。」とあるが、誤解を招きかねない記載内容であり、適切とは言えない。 ・経常収支のマイナス要因は、2施設減による収入減だけでなく事業に係る人件費の大幅な増加等により総支出が拡大したことによるのではないかと。人件費増の理由も含めて、経常収支がマイナスとなった理由を明確に提示されたい。 ・経営分析Ⅱ(定性評価)の評価と、分析・評価のコメントが一致していない項目がある。分析・評価欄では、評価の根拠を明示し、改善等についても言及されたい。

外部評価に対する所管の対処方針

○施設管理を中心とした業務から、誰もがスポーツに親しめる事業提供を中心とした業務へと運営方針を見直す中で、平成26年度は、まず区が実施していた事業の移管を受けるため、財団本部の機能を強化する必要がありました。そこで、2施設が減少したことにより削減すべき職員のうち一部を本部勤務とし、本部で増えた人件費について、補助金と財団の自主財源である前年度の繰越収支差額で対応することとしました。この人件費相当については補助金に依存せず財団の内部留保である自主財源で対応するよう予算の編成を行った結果、当初予算の段階から経常収支がマイナスとなりました。

今後、さらに公益性の高い事業を展開する中で、経常収支バランスを図り経営基盤の強化も図れるよう、実態をしっかりと把握した上で、分析・評価を行い、改善につなげます。指標についても、事業目的に見合った指標を設定するよう見直していきます。また、経営分析、評価の記載については、評価の根拠、改善内容等を明示します。

○公益性の高い事業を行いつつ、一定の収入の確保が図れるよう、さらには、今後は2020年のオリンピック・パラリンピックや区のスポーツ推進計画の実現に向けて、区と両輪となってスポーツの振興を担えるよう、公益財団のあり方を改めて検討するとともに、組織体制の強化を図っていきます。

<財団等経営評価>

団体名	杉並区交流協会	担当部課	文化・交流課
事業目的	「人と人、地域と地域をつなぎ、活力ある地域社会を実現する」ことを基本理念として、①在住外国人への支援、②国内外の自治体交流の推進、③多文化共生社会の相互理解の向上、を3つの柱に基本理念の実現を目指す。	顧客	区内在住外国人及び区民
事業内容	①在住外国人への支援に関する事業 ②国内外の自治体交流の促進に関する事業 ③多文化共生社会の相互理解の向上に関する事業 ④その他協会の目的を達成するための事業		
区（に）による評価	<p>区と国内の交流自治体が都市と地方の共存・共栄を目指した地方創生の取組を推進する中で、区と連携し交流事業に取り組んでいる交流協会の果たす役割は大きく、交流自治体からも民間交流を推進する組織として期待されている。</p> <p>特に高齢者が多く参加する交流自治体訪問バスツアーは、地元住民との交流やコンサート開催など、様々な趣向を凝らした内容にリピーターの区民も多く、交流自治体の魅力を知り愛着を感じる良い機会となっている。このような魅力ある区民参加型の交流事業の取り組みを評価したい。今後も参加者へのアンケート結果を分析し、幅広い区民のニーズを踏まえた事業の継続を求めたい。</p> <p>ここ数年間取組んでいるコミュかるショップの改革で売上は増加しており、事業の見直しで事業参加者も伸びており、区民の期待も高まっている。こうした改革を今後も継続していただきたい。</p> <p>増加する在住外国人への対応や東京オリンピック・パラリンピックを見据え、語学ボランティアのスキルアップ研修の充実や外国人とのコミュニケーション講座など外国からの来街者を意識した取組は、区内外から期待されており、更なる充実を図っていただきたい。</p>		

外部評価

対経営状況評価	多彩な事業を手掛けており、事業実績は充実しており、経営状況も問題ないものと思われる。コミュかるショップでの売上が昨年度は大きく伸びた理由として、限定販売商品の販売が好調だったことが説明されたが、今後も販売商品の見直しや工夫を継続的に実施されることが望まれる。
評価表の記入方法	区の事業と協会の事業とがどのように連動しているのかが分かるような整理と見せ方がなされると良いと思われる、それを意識した活動指標と成果指標の設定と事業評価がなされていくように今後工夫されていくことが望ましい。

外部評価に対する所管の対処方針

- 文化・交流課と交流協会の交流事業については、自治体の行政レベルの交流やフォーラムに関しては文化・交流課、住民相互のイベントやツアー等に関しては交流協会といった役割分担を明確にして、事業の組み立てをより分かりやすく体系づけるように工夫していきます。
- 交流協会の事業の活動指標と成果指標については、(1)交流事業のイベント数、(2)交流事業に参加した区民の満足度、(3)交流事業を支える区民等の数(通訳ボランティアなど)の3つを軸に整理していきます。

第3章 まとめ

1 平成27年度評価を終えて

(1) 平成27年度の行政評価について

当委員会では、所管課及び団体による自己評価表（行政評価表、財団等経営評価表）に基づいた外部評価を実施しています。さらに、平成25年度から、外部評価の前後に所管課との質疑・意見交換も行っており、これにより、委員が現状を正確に把握した評価とするとともに、委員の専門的知見による意見や提案を直接所管課に伝えることができ、充実した委員会活動となっていると考えます。

一方、区による自己評価については、毎年指摘していることですが、指標が適切でないものや、区の取組実績の記述に留まり評価にまで至っていないものなどが見受けられます。

杉並区の行政評価の目的は、①総合計画の進捗状況、達成度の把握、②職員の政策形成能力の向上、③説明責任と区政の透明性の確保となっています。評価を行う意味を職員一人ひとりが理解し、課題解決に向けた適切な評価を行うとともに、施策・事業の内容や考えが区民に正しく伝わる、わかりやすい評価表となるよう工夫していく必要があります。

外部評価では、取組内容から評価表の記載内容まで、幅広くアドバイスをを行いました。今後、委員の指摘を踏まえ、担当課において評価や事業等の見直しを進めていただくとともに、指摘事項を担当課以外の職員も含めて広く共有し、活用していただくことを願います。

各課に対して指摘した主な内容は、次のとおりです。

- 評価は、「施策目標実現のために事務事業が貢献しているか」という視点で行うこと。
- 評価表は、実績を記載するだけでなく、客観的な根拠に基づき事業や施策、目標の達成状況を分析し、次にどうつなげていくのか、というところまで行う必要がある。
- 施策の目標達成に向けてどのような活動をし（活動指標）、それによりどのような成果が得られ（成果指標）、目標の達成状況がどうなっているのか（評価）、という流れで評価を行えるように整理することで、適切な評価がしやすくなり、評価表を見る区民も取組内容や成果がわかりやすくなる。
- 施策や事業の達成状況について区民がどう評価しているか、アンケート調査や区民意向調査により把握することが大切であり、必要に応じてその結果を成果指標として活用すること。
- 指標については、目標や取組内容と合致しているか、事務事業の指標と施策の指標の整合性が取れているか（事務事業の活動指標が施策の成果指標となっていないか等）、施策と事業、活動指標と成果指標を連動させて整理し、適切な指標を設定すること。
- 評価表は、事業の全体像や、事業を実施した結果どうだったのかということがわかり、読み手の理解が深まるように記載すること。また、事業の取組や達成状況を区民へ積

極的に広報するという意識や、企画・財政部門も含めて区内部で広く情報を共有するという視点を持って評価することが大切である。

- 所管を超えた連携や地域との協働が求められている現在、関連事業や施策を意識した、広い視野に立った評価とすること。また、課題解決のために、区職員のほか、関連する地域団体や事業者も含めた幅広い人材育成を進めるという視点が求められる。

(2) 行政評価制度について

平成11年度の事務事業評価の導入以降、行政評価は杉並区のマネジメントサイクルの一環として定着し、事業の見直しや職員の意識改革などに大きな成果を上げてきました。また、評価制度の改善にも努め、他の自治体からも先進的な制度として注目されてきました。

しかし、評価の基本となる施策・事務事業に関しては、大きな課題として、複数の施策につながる予算事務事業が生じており評価に適した体系となっていないこと、施策の成果指標が目標と適切に結び付いていないことなどがあげられます。総合計画の進捗管理に資するという行政評価の目的からも、施策目標を意識した施策評価、施策を意識した事務事業評価となるよう指標や事業の体系を見直すほか、計画改定の際には施策目標も含めて抜本的に施策体系を見直すことが必要です。

さらに重要な課題として、職員の評価能力の向上があげられます。予算や人材などの限られた資源で区政の課題に対応するとともに、その内容や根拠を区民に説明していく基盤となるのが職員の評価能力です。行政評価が担ってきた役割やその成果を継承し、職員の意識改革や評価水準のレベルアップを図るための研修の実施等について、早急に取り組むことを強く望みます。

また、区は今年度、評価作業の効率化や正確性の確保のために、行政評価システムを導入しました。杉並区に限らず「評価疲れ」が指摘されている中、職員の負担を軽減し、効率的な評価作業とすることは大切ですが、今後さらに、データの意味を考え、適切な評価に向けて職員を支援するシステムとなるよう改善が必要だと思われまます。さらに、評価データの一層の活用や、将来的には行政評価システムと財務会計システムとの連携などについても検討を進めていただきたいと思います。

以上、区への期待も込めて、厳しい意見を述べさせていただきました。しかし、全般を通して見ると、昨年度より評価内容の改善が見られていることや、数年前に外部評価を行い、今回再評価したものについて、充実した取組となっていること、そして何よりも、課題解決に向けて多くの職員が誠実に取り組まれていることも確認できました。引き続き、事業の見直しや評価の改善に取り組まれることを望みます。

また、今年度の外部評価では、施策評価表の「今後の施策の方向性（拡充、サービス増、現状維持、効率化等）」について、所管課の考えと各委員の評価が異なった場合、外部評価委員会での議論を踏まえて、外部評価表に「今後の施策の方向性」の所管の考え方を記載していただくこととしました。このように、外部評価についても、職員の皆様の協力のもと、見直し・改善を図っていきたいと考えています。

2 各委員の主な意見

各委員から出された平成27年度行政評価への主な意見は、以下のとおりです。

(1) 施策評価・事務事業評価・財団等経営評価に対する外部評価について

今回、杉並区の障害者施策全部を評価し、方向性としては「拡充」という結果にしている。特に、重要なこととして、サービス提供体制、スタッフの能力向上の重要性を指摘したい。例えば、就職の相談をする際も専門性が必要で、精神障害者に対しては、常勤の精神保健福祉士が配置されることが望ましく、そのための人員の採用やその後の全ての職員への継続的な専門研修が必要となる。事業者に委託すれば区の責任は終わりではない。区民へのサービス提供を行う人材の育成にも責任を持つと考える。障害者分野や高齢者分野など福祉政策においては、人に対して投資をするということが重要である。

また、どこの自治体においても障害者や高齢者政策担当部門は、職員が十分配置されていないことから、残業の一番多いセクションになっている。良い政策実現のために、区の担当職員の配置と能力の向上にも十分配慮をお願いしたい。

区政経営におけるPDCAサイクルの実効性を高めるために自己評価・検証は重要であり、外部評価の過程で行っている所管課とのヒアリングは自己評価に必要な第三者によるけん制機能とともに、政策・事務事業に対する改善の一助として機能していると考えられる。

一方で、実施時期の関係から、次年度評価への反映にはタイムラグが生じるものの、政策へのフィードバックの検証を行うことも課題である。

昨年度と比較すると評価指標や説明等に改善がみられる。しかしながら、相変わらず事務事業評価と施策評価の関係及び経営評価と事務事業評価の関係について整理が不十分であり、施策評価の結果と施策を構成する事務事業評価の結果について整合性がとれていない。また、活動指標と成果指標の区分や設定に関しても混乱が見受けられる。特に、指標や事業費あるいは単位費用が前年度あるいは計画に比して大幅に変化した場合には説明を付すことが望まれる。

○外部評価の実施方法としては、現行の、所管課ヒアリング→外部評価の実施→区による対処方針の説明、という流れはある程度機能していると考えられるが、今後の方向性において区の自己評価と外部評価に乖離があった場合は、区において対処方針が確定した段階でフィードバックと説明があるとよい。

○現行の外部評価では、区で設定された指標で目標の達成状況を評価せざるを得ないが、指標及び目標値が妥当とはいえないがたい施策・事務事業が散見される。指標及び目標値については総合計画とのリンクによるところが大きいとは思いますが、適切な外部評価を実施するためには、指標及び目標設定の妥当性を外部の視点でチェックする仕組みも必要ではないか。

○施策評価について、区の自己評価では、施策を構成する事務事業が施策実現にいかにか寄与したかの観点で評価がなされておらず、今後の方向性についても施策全体での評価がなされていなかったことから、施策全体の外部評価ができなかった。外部評価を有効活用するためにも、職員の評価スキルの向上が必要である。

施策目標→施策内容→活動指標→成果指標が確実かつ有機的に連動してはじめて、的確な施策の効果検証がなされ、施策目標に向けた成果の評価が可能になるはずであるが、それを阻む以下のような根本的な問題点がいまだに見受けられたことから、適切な時期を捉えて見直しがなされる必要がある。

○所管による施策の総合評価の部分が、個別事業の実施状況の記載にとどまっている。総合評価としては、個別事業に関する今後の課題も含めた評価と施策全体としての評価が記載されるべきである。

○施策目標に掲げられているにもかかわらず、それに対応した施策内容、活動指標、成果指標が欠落しているものがあり、抜本的な見直しが求められる。

○活動指標・成果指標は掲げられているものの、両者の関係性や他事業の指標との関係性が不明確なものがあり、改善が求められる。

○施策内容の進捗管理を行っていくうえで不十分と思われる活動指標・成果指標が設定されているケースがあり、施策の進捗をよりの確に把握し得る指標の設定が求められる。

(2) 杉並区の行政評価制度について

評価調書を読み、担当の皆さんの話を聞くと一生懸命頑張っておられることを感じる。まず、敬意を表したい。

第一次ベビーブーム世代が後期高齢者になる2025年に向けて、行政が行うべき政策は大きく変化している。時代の変化に対応することに貢献する行政評価が行われることを期待する。

各担当者は現場で起きている事実を的確に記述し、データと共に分析を行う。分析に基づき具体的に改善を行う。

行政組織は評価に際してどうしても「削減」をすることが第一となりがちであるが、課題の解決のために必要であれば職員増などの必要な投資を行うことの重要性を指摘したい。イノベーションは削減一方の思考からは起きにくい。

今年度、杉並区は、平成24年4月に策定された「杉並区総合計画」及び「杉並区実行計画」を総括のうえ改定し、目標別の施策・事業体系の見直し、組み直しを行った。

その改定内容には、これまでの行政評価が反映されているとみられるところも多い。

一方で、杉並区行政評価報告書の「今後の課題」の事務事業の再構築に関し、複数の施策に属する事務事業が存在したりする難しさが述べられているが、政策の成果及び達成度を明らかにするという行政評価の目的からすれば、所管課をまたがる事務事業であっても総合的に評価する必要があり、今回の評価においても一部、庁内所管横断的な連携の視点から物足りなさを感じられたところがあった。

個々の事務事業にとらわれない目標・施策体系での課題を、より充実させることを意識した事業の遂行がなされることを期待する。

杉並区は先駆的な行政経営を行っている自治体として注目されているが、近年の評価疲れの影響か制度の有効活用という点で改善すべき点もある。具体的にはシステム的に評価制度と予算・会計制度が関連づけられるような仕組みにより、作業の重複を避け、成果やコストの計画と実績及び事業費ベースの予算編成の一体化を図ることである。短期的に難しい場合には、評価から予算編成にどのように反映するかを明確化することで評価の形式化をなくし実質化を実現すべきと思われる。

○現行の施策評価は、個々の事務事業評価の積み上げとなっており、施策実現のために施策を構成する事務事業が妥当かの観点で評価がなされていないため、現行の評価制度では、「基本構想の実現に向けて事業の見直しや予算に反映させる」という、区の行政評価制度の目的が果たされているとは言い難い。行政評価の本来の目的を果たすためには、行政評価制度を再構築する必要があると考える。

○行政評価の2点目の目的としている「職員の政策形成能力の向上」を図るためには、外部評価で指摘のあった課題（施策全体の評価がなされていない、総合評価が活動実績の説明にとどまっている、適切とはいえない指標・目標が散見、評価の根拠が不明確、目標未達の要因分析がなされていない、等）について、全庁で共有し職員の評価スキルの向上を図ることにより、評価のレベルアップにつなげることが必要である。そのためには、研修やヘルプデスクの開設等、職員のスキルアップのための対策が不可欠であり、早急に取り組むべきである。

○昨年導入した評価制度のシステムについて、どう活用され、その結果どの程度効率化が図られたのか等システム導入の成果について、説明が求められる。

所管による自己評価においては、なぜそのような評価に至ったのかに関する限り客観性のある情報やデータを併せて示すことにより、評価内容に根拠と説得力を与えることが可能になることから、今後はそのような努力をお願いしたい。

資料編

【資料1】 外部評価委員会 委員名簿

氏 名	所 属
い せき とも とし 伊 関 友 伸	城西大学経営学部マネジメント総合学科教授
おく ま み 奥 真 美	公立大学法人首都大学東京都市教養学部都市政策コース教授 内閣府「官民競争入札等監理委員会」専門委員
た ぶち ゆき こ 田 渕 雪 子	行政経営コンサルタント 総務省の政策評価に関する有識者会議委員 原子力規制委員会行政事業レビューに係る外部有識者 鎌倉行革市民会議委員
なな まつ まさる 七 松 優	日本公認会計士協会 東京会杉並会会長 公認会計士 税理士
◎ やま もと きよ ◎ 山 本 清	東京大学大学院教育学研究科大学経営・政策コース教授 国土交通省政策評価会委員 財務省政策評価懇談会委員

◎は会長

※所属は、平成 28 年 3 月現在です。

【資料2】 平成27年度外部評価委員会の活動

回	日 程	内 容
第1回	平成 27 年 7 月 14 日	平成 27 年度外部評価の進め方について
第2回	平成 27 年 10 月 26 日	所管課事前ヒアリング
第3回	平成 27 年 11 月 2 日	所管課事前ヒアリング
第4回	平成 27 年 12 月 3 日	平成 26 年度入札及び契約に関する外部評価について
第5回	平成 28 年 2 月 1 日	(1)平成 27 年度行政評価に対する外部評価について (2)平成 27 年度外部評価のまとめ

【資料3】

杉並区外部評価委員会条例

平成26年3月18日

条例第3号

(設置)

第1条 杉並区(以下「区」という。)における行政評価制度を公正かつ中立な立場から充実させ、その客観性を高めるとともに、区が発注した工事等の入札その他の契約に関し、手続の公正性及び透明性の確保を図るため、区長の附属機関として、杉並区外部評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、区長の諮問に応じ、答申する。

- (1) 区における行政評価に関する事項
- (2) 入札その他の契約に係る手続に関する事項
- (3) 入札その他の契約に係る手続に関し、当該契約に利害関係を有する者からの苦情の申立てに関する事項

(組織)

第3条 委員会は、学識経験者その他区長が適当と認める者のうちから、区長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(委員以外の者の出席等)

第6条 委員会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(委員の除斥)

第7条 委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身に関する事項又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事項については、議事に加わることができない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和50年杉並区条例第31号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

支えあい共につくる 安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並

平成27年度
杉並区外部評価委員会報告書

登録印刷物番号

27-0129

平成28年3月発行



杉並区役所

政策経営部企画課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1

TEL 03-3312-2111（代表）

FAX 03-3312-9912

☆杉並区のホームページでご覧になれます。

<http://www.city.suginami.tokyo.jp>